

統計法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 ○統計法施行規則（平成二十年総務省令第四百十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（委託による統計の作成等を行うことができる場合） 第十条 法第三十四条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 学術研究の発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合</p> <p>イ 統計成果物を研究の用に供すること。</p> <p>ロ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 統計成果物を用いて行つた研究の成果が公表されること。</p> <p>(2) 統計成果物及びこれを用いて行つた研究の成果を得るまでの過程の概要が公表されること。</p> <p>二 (略)</p> <p>（委託による統計の作成等に係る手続等） 第十一条 法第三十四条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「委託申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等（これらの者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下この条から第十三条まで及</p>	<p>（委託による統計の作成等を行うことができる場合） 第十条 法第三十四条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 学術研究の発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合</p> <p>イ 統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。</p> <p>ロ 統計成果物を用いて行つた学術研究の成果が公表されること。</p> <p>二 (略)</p> <p>（委託による統計の作成等に係る手続等） 第十一条 法第三十四条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「委託申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等（これらの者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下この条から第十三条までに</p>

び第十六条から第十八条までにおいて同じ。)が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、委託の申出をするものとする。

一 委託申出者が行政機関又は地方公共団体であるときは、その名称並びに担当部課の名称及び所在地
二 委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この項及び次項並びに第十六条第一項及び第二項において「法人等」という。)であるときは、当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名

三 委託申出者が前二号に掲げる者以外の者であるときは、その氏名、生年月日及び住所

2
四(略)

一 委託申出書及びこれに添付すべき資料(以下「委託申出書等」という。)に記載されている委託申出者(委託申出者が行政機関、地方公共団体又は法人等である場合を除く。)及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書で

において同じ。)が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、委託の申出をするものとする。

(新設)

一 委託申出者(委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この項及び次項において「法人等」という。)であるときは、その代表者又は管理人)の氏名、生年月日及び住所

二 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所

2
三(略)

一 委託申出書及びこれに添付すべき資料(以下「委託申出書等」という。)に記載されている委託申出者(委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人)及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申

申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二〇三 (略)

3 (略)

第十三条 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を用いて行った研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該研究の成果又は教育内容の概要その他の統計成果物を利用した実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

2 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第十一条第一項第七号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長若しくは届出独立行政法人等の同意を得たとき又は当該統計成果物を用いて行った研究の終了後に当該統計成果物が公表されたときは、この限りでない。

3 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該統計成果物を用いて行った研究の成果若しくは統計成果物及びこれを利用してから研究の成果を得るまでの過程の概要又は教育内容を公表するものとする。

(匿名データの提供を行うことができる場合)
第十五条 法第三十六条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇二 (略)

出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二〇三 (略)

3 (略)

第十三条 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の統計成果物を利用した実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

2 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第十一条第一項第六号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等の同意を得たときは、この限りでない。

3 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該統計成果物を用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表するものとする。

(匿名データの提供を行うことができる場合)
第十五条 法第三十六条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇二 (略)

三 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ (略)

ロ 提供依頼申出者（法第三十六条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者をいう。以下この号及び第十六条から第十八条までにおいて同じ。）が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のすべてに該当する者であること。

（1）（2） (略)

（匿名データの提供に係る手続等）

第十六条 提供依頼申出者は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供依頼申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が当該匿名データの提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、依頼の申出をするものとする。

一 提供依頼申出者が行政機関又は地方公共団体であるときは、その名称並びに担当部課の名称及び所在地

二 提供依頼申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名

三 提供依頼申出者が前二号に掲げる者以外の者であるときは、その氏名、生年月日及び住所

三 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ (略)

ロ 提供依頼申出者（法第三十六条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者をいう。以下この号及び第十六条において準用する第十一条から第十三条までにおいて同じ。）が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のすべてに該当する者であること。

（1）（2） (略)

（匿名データの提供に関する委託による統計の作成等に係る規定の準用）

第十六条 第十一条から第十四条までの規定は、法第三十六条の規定により匿名データを提供する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「委託申出書」とあるのは「提供依頼申出書」と、第十一条（第一項各号列記以外の部分を除く。）から第十三条までの規定中「委託申出者」とあるのは「提供依頼申出者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同一表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条の前の見出し	委託による統計の作成等	匿名データの提供
------------	-------------	----------

- 四 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所
- 五 匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項
- 六 匿名データの使用場所及び管理方法
- 七 匿名データの利用目的
- 八 前各号に掲げるもののほか、第十五条各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他総務大臣が告示で定める事項
- 提供依頼申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
- 一 提供依頼申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供依頼申出書等」という。）に記載されている提供依頼申出者（提供依頼申出者が行政機関、地方公共団体又は法人等である場合を除く。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類
- 二 提供依頼申出者が法人等であるときは、提供依頼

第十一号	この項及び次項	委託の申出	第十一号	この項及び次項	提供依頼申出者
第十一号第一項第四号	統計の作成等に必要な調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項	この項から第十三条まで	第十一号第一項第五号	委託に係る統計の作成等の内容	提供依頼申出者
第十一号第一項第五号	匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項	この項から第十三条まで	第十一号第一項第五号	匿名データの使用方法	提供依頼申出者

3 | 三 | 代理人によつて申出をするときは、代理権を証明する書面
 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第一項の規定により提出された提供依頼申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供依頼申出者に対して、説明を求め、又は当該提供依頼申出書等の訂正を求めることができる。

第十二条第二項	前項	統計の作成等	匿名データの提供	第十六条において準用する前項	統計の作成等の実施	匿名データの提供
第十二条第一項	前条第一項	統計の作成等	匿名データの提供	第十六条において準用する前条第一項	匿名データの提供	匿名データの提供
第十一条第三項	第一項			第十六条において準用する第一項		
第十一条第二項各号列記以外の部分	前項			第十六条において準用する前項		
第十一条第一項第七号	前各号			第十六条において準用する前各号		
第十一条第六号	統計成果物			匿名データ		
第十一条第一号又は第二号	前条第一号又は第二号			第十五条各号		

	第十二条第三項	第十三条第一項
当該統計の作成等に 係る契約を行うため に	前項	統計成果物 学術研究又は教育が 終了したとき
供の実施 定める匿名デー タの取扱いに関 する事項（使用 後にとるべき措 置に関する事項 を含む。）を遵 守する旨記載し た書面その他当 該行政機関の長 又は届出独立行 政法人等が	第十六条におい て準用する前項	匿名データ 学術研究、教育 又は国際比較が 終了したとき（ 国際比較を行う 場合であつて、 提供依頼申出者 が国際比較統計 等の提供を行う 場合には、行政 機関の長又は届 出独立行政法人

<p>三項 第十三条第</p>	<p>二項 第十三条第</p>	
<p>又は教育内容</p>	<p>統計成果物 りでない 得たときは、この限 行政法人等の同意を 関の長又は届出独立 提供を行った行政機 、当該統計成果物の はならない。ただし 用し、又は提供して 目的のために自ら利 号の利用目的以外の 第十一条第一項第六 、当該統計成果物を 受けた委託申出者は 統計成果物の提供を</p>	<p>又は教育内容の概要</p>
<p>、教育内容、国 際比較の結果又</p>	<p>匿名データ るべき措置をと るものとする かに、匿名デー タの使用後にと たときは、速や 当該匿名データ 依頼申出者は、 供を受けた提供 匿名データの提 供を受けた提供 の状況</p>	<p>等が定める期間 を経過したとき 及び終了したと き) 、教育内容の概 要、国際比較の 結果又は国際比 較統計等の提供 の状況</p>

第十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供依頼申出者に対し、当該申出に依拠して当該申出に係る匿名データの提供を行う旨並びに当該匿名データの提供に要する手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた提供依頼申出者は、当該通知に係る匿名データの提供の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載し

(新設)

第十四条	
前条第一項	公表するものとする
第十六条において準用する前条第一項	は国際比較統計等の提供の状況に公表するものとする。この場合において、国際比較統計等の提供の状況を公表するときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間ごとに、公表するものとする。

た総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める匿名データの取扱いに関する事項（使用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

3 | 前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第十八条

匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データを用いて行った学術研究、教育又は国際比較が終了したとき（国際比較を行う場合であつて、提供依頼申出者が国際比較統計等の提供を行う場合には、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間を経過したとき及び終了したとき）は、遅滞なく、当該学術研究の成果、教育内容の概要、国際比較の結果、国際比較統計等の提供の状況その他の匿名データを利用した実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当該匿名データの提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

2 | 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする。

3 | 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該匿名データを用いて行った学術研究の成果、教育内容、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況を公表するものとする。この場合において、国際比較統計等

（新設）

の提供の状況を公表するときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間ごとに、公表するものとする。

(利用実績報告書の公表に係る規定の準用)

第十九条 第十四条の規定は、前条第一項に基づき提出された利用実績報告書を公表する場合に準用する。

(新設)